

## 第 1 資源管理に関する基本的な事項

### 1 漁業の状況

本県の水産業は、令和 5 年の生産量で 32 万トン、生産額は 1,238 億 1,000 万円にのぼり、全国的には上位に位置している。また、漁業就業者数は、約 9,200 人であり、多くの沿岸地域においては、水産業は中核的な産業となっている。このように水産業は、本県の均衡ある発展を図るためにも極めて重要な産業であり、今後とも水産業の発展を図っていくためには、水産資源を適切に管理し、合理的に利用していくことが必要である。

### 2 本県の責務

本県は、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号。以下「法」という。）第 6 条の規定に基づき、国とともに、資源管理を適切に実施する責務を有する。このため、国と協力しつつ、本県の管轄する水面の資源調査、資源評価及び資源管理を行うとともに、法第 10 条第 1 項の規定に基づき、必要と認めるときは、農林水産大臣に対し、資源評価が行われていない水産資源について資源評価の要請を行うものとする。

## 第 2 特定水産資源ごとの知事管理区分

知事管理区分は、特定水産資源ごとに漁獲量の管理を行うため、知事が設定する管理区分であり、管理区分ごとに少なくとも以下の事項を定めるものとする。

- (1) 水域
- (2) 対象とする漁業
- (3) 漁獲可能期間

## 第 3 特定水産資源ごとの漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

### 1 漁獲可能量

漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準は、漁獲実績を基礎とし、当該特定水産資源を漁獲対象とする漁業の実態その他の事情を勘案して、特定水産資源ごとに定めることとする。

### 2 留保枠の設定

年によって異なる漁場形成の変動、想定外の来遊等に対応するため、特定水産資源ごとに漁獲可能量に留保枠を設けることができることとする。

### 3 数量の融通

年によって異なる漁場形成の変動、想定外の来遊等により生じる、それぞれの知事管理区分に配分した数量の過不足が、漁業者及び関連業者に与える影響を緩和するため、

上記1及び2の規定に基づく配分後の関係団体による要望及び知事管理区分ごとの知事管理漁獲可能量の消化状況を踏まえて、知事管理区分間における数量の融通を可能な範囲で行い、それぞれの知事管理区分に配分することで、当該影響の緩和に努めるものとする。

#### 第4 知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法

知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法は、漁獲割当てによる管理を基本とする。それ以外の知事管理区分については、漁獲量の総量の管理を行うが、科学的知見の蓄積、漁獲量等の報告体制の整備等が整ったものから、順次、漁獲割当てによる管理に移行するものとする。

#### 第5 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

##### 1 特定水産資源

特定水産資源については、資源管理基本方針（令和2年農林水産省告示第1982号）に即して、当該特定水産資源ごとの資源管理の目標の達成に効果があると認める場合には、小型魚の漁獲を避けるための網目等の漁具の制限等、漁獲可能量による管理以外の管理手法を活用し、漁獲可能量による管理と組み合わせて資源管理を行うものとする。

また、当該特定水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

##### 2 特定水産資源以外の水産資源

特定水産資源以外の水産資源については、資源管理基本方針に即して、当該水産資源ごとの資源管理の目標の達成に向け、最新の資源評価及び漁獲シナリオにより導かれる漁獲圧力の管理を適切に行うために、必要と考えられる資源管理の手法による管理を組み合わせて、資源管理を行うものとする。

法第11条第2項第2号の資源管理の目標を定めるに当たって必要な資源評価が行われていない場合には、当該資源評価が行われるまでの間は、利用可能な最新の科学的知見を用いて資源管理の方向性を設定することとする。

また、当該特定水産資源以外の水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

##### 3 漁業者自身による自主的な取組

知事は、漁業者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の知事への報告が行われるよう指導を

行うものとする。

## 第6 その他資源管理に関する重要事項

### 1 漁獲量等の情報の収集

- (1) 漁獲量及び漁獲状況に関する情報は、資源状況、環境変動が資源に与える影響等を把握するために有益であり、資源評価の精度を上げるために重要である。また、資源管理措置の遵守状況のモニタリング等、適切な資源管理を行うためにも重要である。
- (2) 漁獲量等の情報は、法第26条第1項若しくは第2項又は第30条第1項若しくは第2項の規定による漁獲可能量による管理として行うもののほか、知事許可漁業の許可を受けた者による資源管理の状況等の報告（法第58条において準用する法第52条第1項）、漁業権者による資源管理の状況等の報告（法第90条第1項）においても報告が義務付けられている。これらの報告により収集した情報を農林水産大臣へ報告し、農林水産大臣及び知事が相互に漁獲量等の情報を共有することにより適切な資源管理に向けてこれらの情報を活用していくこととする。
- (3) また、これらの報告による漁獲量等の情報の収集の重要性を踏まえて、より迅速にかつ効率的に情報を収集することができるよう、国と連携しつつ、漁業者、漁業協同組合、市場等から漁獲量等の情報を電子的に収集・蓄積するシステムの構築を進めるとともに、データを一元的に集約し、用途に応じて編集・処理することで適切な資源管理に向けてこれらの情報の活用が図られるようにすることとする。

### 2 資源管理の進め方

新たな資源管理の推進に当たっては、漁業者その他の関係者の理解と協力を得た上で、着実に実行していくものとする。

### 3 種苗放流等の取組

種苗生産・放流・育成管理（以下「種苗放流等」という。）の取組は、資源管理の一環として実施することから、対象となる水産資源の資源評価を踏まえ、その効果を検証することとする。

新たに種苗放流等を実施する水産資源については、資源水準の回復にその取組の有効性が認められる場合に、適切な資源管理措置と併せて種苗放流等を実施することとし、当該水産資源の資源評価を踏まえ、その効果を検証することとする。

これまで種苗放流等を実施してきた水産資源については、種苗放流等の効果の検証の結果、その取組の有効性が認められるものであって、その造成の目的を達成していないものは、適切な資源管理措置と併せて種苗放流等を実施することとする。

なお、当該検証の結果、当該水産資源の造成の目的を達成したもの及びその効果の認められないものは、種苗放流等を実施しないこととする。

### 4 遊漁者に対する指導

遊漁者に対し、資源管理基本方針及び長崎県資源管理方針に基づく資源管理の実施

について協力するよう指導するものとする。

#### 第7 長崎県資源管理方針の検討

法第14条第8項に定める場合のほか、直近の資源評価、最新の科学的知見、漁業の動向その他の事情を勘案して、おおむね5年ごとに、この資源管理方針についての検討を行うとともに、この資源管理方針に記載されている個別の水産資源についても少なくとも5年ごとに見直しを行うものとする。

#### 第8 個別の水産資源についての具体的な資源管理方針

特定水産資源についての具体的な資源管理方針は「別紙1-1 くろまぐろ(小型魚)」から「別紙1-11 ぶり(ステップアップ管理対象資源)」までに、特定水産資源以外の水産資源(法第11条第2項第2号の資源管理の目標を定めるに当たって必要な資源評価が行われていないものを除く。)の資源管理の方向性は「別紙2-1 かつお(中西部太平洋条約海域)」に、法第11条第2項第2号の資源管理の目標を定めるに当たって必要な資源評価が行われていない水産資源の資源管理の方向性は「別紙3-1 ひらめ日本海中西部・東シナ海系群」から「別紙3-65 ちだい長崎県海域」までに、それぞれ定めるものとする。

(別紙 1 - 1)

第 1 特定水産資源

くろまぐろ (小型魚)

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

1 長崎県くろまぐろ (小型魚) 定置漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

中西部太平洋条約海域 (漁業の許可及び取締り等に関する省令 (昭和 38 年農林省令第 5 号) 第 1 条第 1 項第 1 号に規定する海域をいう。以下この別紙において同じ。)

② 対象とする漁業

長崎県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がくろまぐろ (小型魚) を採捕する定置漁業 (法第 60 条第 3 項に規定する定置漁業、法第 60 条第 5 項第 2 号に規定する第 2 種共同漁業 (定置網を使用するものに限る。)) 及び長崎県漁業調整規則 (令和 2 年 11 月 20 日長崎県規則第 44 条) 第 4 条第 24 号に規定する小型定置漁業。))

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等に係る報告の期限は、次のとおりとする。

① 当該管理年度中 (②に規定する場合を除く。)

陸揚げした日からその属する月の翌月の 10 日

② 知事が法第 31 条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで (ただし、漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれが無くなったと認めるときは、この限りではない。)

陸揚げした日から 3 日以内 (行政機関の休日に関する法律 (昭和 63 年法律第 91 号) 第 1 条第 1 項に規定する行政機関の休日 (以下この別紙において「行政機関の休日」という。)) は算入しない。)

2 長崎県くろまぐろ (小型魚) 漁船漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

中西部太平洋条約海域

② 対象とする漁業

長崎県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者が行う沿岸くろまぐろ漁業 (日本海・九州西広域漁業調整委員会が承認するくろまぐろを対象

とする漁業をいう。)及びくろまぐろ(小型魚)を採捕する漁船漁業(大臣許可漁業等を営む者及び長崎県くろまぐろ(小型魚)定置漁業以外の漁業をいう。)

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等に係る報告の期限は、次のとおりとする。

① 当該管理年度中(②に規定する場合を除く。)

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日

② 知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで(ただし、漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれが無くなったと認めるときは、この限りではない。)

陸揚げした日から3日以内(行政機関の休日は算入しない。)

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

漁獲可能量の知事管理区分への配分は、本県に配分された漁獲可能量のうち、14.472トンの本県の留保枠とし、残りを次のとおりの方法でそれぞれの知事管理区分に配分する。また、当該留保枠については、それぞれの知事管理区分における資源管理の取組状況、当該特定水産資源の回遊状況等を踏まえ、関係海区漁業調整委員会の意見を聴いて必要とする知事管理区分に配分するものとする。

- (1) 令和3管理年度から令和5管理年度の管理年度ごとの漁獲実績の比率の平均値(以下「基礎比率」という。)を用いて配分することを基本とする。
- (2) ただし、算出された数量が、令和6管理年度の当初の漁獲可能量に相当する数量(以下「基礎配分」という。)を下回る場合、基礎配分とすることを基本とする。
- (3) その上で、令和6管理年度の基礎配分からの増加量及び増加率を考慮し、必要な調整を行う。
- (4) 漁獲量管理の困難さの緩和を目的として配分が少ない管理区分に対して上乘せ配分をする。

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

令和6年(2024年)のWCPFCにおいて、小型魚の増枠後も0歳魚(2キログラム未満)の漁獲をWCPFCで合意された基準年(平成14年(2002年)1月1日から平成16年(2004年)12月末日まで)の平均漁獲実績の2分の1の数量から増やさないためのあらゆる努力をすることとされたことを踏まえ、県は、0歳魚(2キログラム未満)の漁獲をさせない(養殖用種苗は除く。)、又は令和6管理年度の水準から増加させないために必要な取組を行うこととする。

第5 その他資源管理に関する重要事項

知事管理区分の漁獲量の公表について、法第31条に定める場合に該当するか否かに

については、当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量の7割を超えるときを基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。

このほか、くろまぐろ（小型魚）の資源管理に関する事項を別に定めるものとする。

(別紙 1 - 2)

第 1 特定水産資源

くろまぐろ (大型魚)

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

1 長崎県くろまぐろ (大型魚) 定置漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

中西部太平洋条約海域 (漁業の許可及び取締り等に関する省令 (昭和 38 年農林省令第 5 号) 第 1 条第 1 項第 1 号に掲げる海域をいう。以下この別紙において同じ。)

② 対象とする漁業

長崎県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がくろまぐろ (大型魚) を採捕する定置漁業 (法第 60 条第 3 項に規定する定置漁業、法第 60 条第 5 項第 2 号に規定する第 2 種共同漁業 (定置網を使用するものに限る。)) 及び長崎県漁業調整規則 (令和 2 年 11 月 20 日長崎県規則第 44 条) 第 4 条第 24 号に規定する小型定置漁業。)

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等に係る報告の期限は、次のとおりとする。

① 当該管理年度中 (②に規定する場合を除く。)

ア 採捕した特定水産資源の漁獲量が初めて計量される場所が、陸揚港である場合

陸揚げした日から 3 日以内 (行政機関の休日に関する法律 (昭和 63 年法律第 91 号) 第 1 条第 1 項に規定する行政機関の休日 (以下この別紙において「行政機関の休日」という。)) は算入しない。)

イ 採捕した特定水産資源の漁獲量が初めて計量される場所が、陸揚港以外の場所である場合

陸揚げした日から 10 日以内 (行政機関の休日は算入しない。)

② 知事が法第 31 条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで (ただし、漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれなくなったと認めるときは、この限りではない。)

陸揚げした日から 3 日以内 (行政機関の休日は算入しない。)

2 長崎県くろまぐろ (大型魚) 漁船漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

中西部太平洋条約海域

② 対象とする漁業

長崎県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者が行う沿岸くろまぐろ漁業（日本海・九州西広域漁業調整委員会が承認するくろまぐろを対象とする漁業をいう。）及びくろまぐろ（大型魚）を採捕する漁船漁業（大臣許可漁業等を営む者及び長崎県くろまぐろ（大型魚）定置漁業以外の漁業をいう。）

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等に係る報告の期限は、次のとおりとする。

① 当該管理年度中（②に規定する場合を除く。）

ア 採捕した特定水産資源の漁獲量が初めて計量される場所が、陸揚港である場合

陸揚げした日から3日以内（行政機関の休日は算入しない。）

イ 採捕した特定水産資源の漁獲量が初めて計量される場所が、陸揚港以外の場所である場合

陸揚げした日から10日以内（行政機関の休日は算入しない。）

② 知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（ただし、漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれが無くなったと認めるときは、この限りではない。）

陸揚げした日から3日以内（行政機関の休日は算入しない。）

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

漁獲可能量の知事管理区分への配分は、本県に配分された漁獲可能量のうち、2.846トンの本県の留保枠とし、残りを次のとおりの方法でそれぞれの知事管理区分に配分する。また、当該留保枠については、それぞれの知事管理区分における資源管理の取組状況、当該特定水産資源の回遊状況等を踏まえ、関係海区漁業調整委員会の意見を聴いて必要とする知事管理区分に配分するものとする。

(1) 令和3管理年度から令和5管理年度の管理年度ごとの漁獲実績の比率の平均値（以下「基礎比率」という。）を用いて配分することを基本とする。

(2) ただし、算出された数量が、令和6管理年度の当初の漁獲可能量に相当する数量（以下「基礎配分」という。）を下回る場合、基礎配分とすることを基本とする。

(3) その上で、令和6管理年度の基礎配分からの増加量及び増加率を考慮し、必要な調整を行う。

(4) 漁獲量管理の困難さの緩和を目的として配分が少ない管理区分に対して上乘せ配分

をする。

#### 第4 その他資源管理に関する重要事項

知事管理区分の漁獲量の公表について、法第31条に定める場合に該当するか否かについては、当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量の7割を超えるときを基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。

また、くろまぐろ（大型魚）は法第26条第2項の農林水産省令で定める特別管理特定水産資源である。

このほか、くろまぐろ（大型魚）の資源管理に関する事項を別に定めるものとする。

(別紙 1 - 3)

第 1 特定水産資源

まあじ

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

1 長崎県まあじ中型まき網漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

②の対象とする漁業が、まあじの採捕を行う水域

② 対象とする漁業

長崎県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がまあじを採捕する中型まき網（1 そうまきいわし、あじ、さば、まき網）漁業（法第 57 条第 1 項の農林水産省令で定める漁業のうち中型まき網漁業をいう。）

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等に係る報告の期限は、次のとおりとする。

① 当該管理年度中（②に規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌月の 10 日

② 知事が法第 31 条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（ただし、漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれなくなったと認めるときは、この限りではない。）

陸揚げした日から 3 日以内（行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号）第 1 条第 1 項に規定する行政機関の休日は算入しない。）

2 長崎県まあじその他漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

②の対象とする漁業が、まあじの採捕を行う水域

② 対象とする漁業

長崎県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がまあじを採捕する漁船漁業（大臣許可漁業等を営む者及び排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律（平成 8 年法律第 76 号）第 2 条第 4 項に規定する外国人及び長崎県まあじ中型まき網漁業を除く。）

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等に係る報告の期限は、次のとおりとする。

陸揚げした日からその属する月の翌月の 10 日

第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

- 1 漁獲可能量の知事管理区分への配分は、本県に配分された漁獲可能量（留保を設ける場合は、本県に配分された漁獲可能量から留保を除いた数量）を、直近 3 年間の漁獲実績に応じてそれぞれの知事管理区分に按分する。

また、留保を設ける必要がある場合には、海区漁業調整委員会の意見を聴いて設定できるものとし、大臣管理区分や他の都道府県との融通等において必要となる数量も留保から充当することができるものとする。

- 2 農林水産大臣により、法第 15 条第 1 項に定める都道府県別漁獲可能量が変更された場合には、県は留保を設定できるものとする。また、長崎県まあじ中型まき網漁業の知事管理漁獲可能量（以下この別紙において「当該数量」という。）は、長崎県の都道府県別漁獲可能量から留保を除いた数量に、当該管理年度の当初配分の比率を乗じて得た数量（100 トン未満の端数は切り上げる。）とし、県は知事管理漁獲可能量の変更について公表するものとする。当該公表がなされた場合は、上記に掲げる数量は公表された数量とし、その旨を海区漁業調整委員会へ報告するものとする。

- 3 留保については、それぞれの知事管理区分における資源管理の取組状況、当該特定水産資源の来遊状況等を踏まえ、海区漁業調整委員会の意見を聴いて必要とする知事管理区分に配分するものとする。

ただし、長崎県まあじ中型まき網漁業の漁獲量が当該数量の 8 割に達し、又は超えるおそれ大きいと認められる場合には、留保に当該管理年度の当初配分の比率を乗じて得た数量（100 トン未満の端数は切り上げる。）を当該数量に配分することができるものとし、県がその内容を公表するものとする。当該公表がなされた場合は、上記に掲げる数量は公表された数量とし、その旨を海区漁業調整委員会へ報告するものとする。

第 4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

長崎県まあじその他漁業においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、漁船数 17,000 隻とする。

漁業の種類	漁獲努力量
長崎県まあじその他漁業	17,000 隻

第 5 その他資源管理に関する重要事項

知事管理区分の漁獲量の公表について、法 31 条に定める場合に該当するか否かについては、当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量の 9 割を超えるときを

基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。

(別紙 1 - 4)

第 1 特定水産資源

まいわし対馬暖流系群

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

1 長崎県まいわし中型まき網漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

②の対象とする漁業が、まいわしの採捕を行う水域

② 対象とする漁業

長崎県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がまいわしを採捕する中型まき網（1 そうまきいわし、あじ、さば、まき網）漁業（法第 57 条第 1 項の農林水産省令で定める漁業のうち中型まき網漁業をいう。）

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等に係る報告の期限は、次のとおりとする。

① 当該管理年度中（②に規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌月の 10 日

② 知事が法第 31 条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（ただし、漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれが無くなったと認めるときは、この限りではない。）

陸揚げした日から 3 日以内（行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号）第 1 条第 1 項に規定する行政機関の休日は算入しない。）

2 長崎県まいわしその他漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

②の対象とする漁業が、まいわしの採捕を行う水域

② 対象とする漁業

長崎県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がまいわしを採捕する漁船漁業（大臣許可漁業等を営む者及び排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律（平成 8 年法律第 76 号）第 2 条第 4 項に規定する外国人が行う漁業以外の漁業であって、長崎県まいわし中型まき網漁業を除く。）

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等に係る報告の期限は、次のとおりとする。

陸揚げした日からその属する月の翌月の 10 日

第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

1 漁獲可能量の知事管理区分への配分は、本県に配分された漁獲可能量（留保を設ける場合は、本県に配分された漁獲可能量から留保を除いた数量）を、直近 3 年間の漁獲実績に応じてそれぞれの知事管理区分に按分する。

また、留保を設ける必要がある場合には、海区漁業調整委員会の意見を聴いて設定できるものとし、大臣管理区分や他の都道府県との融通等において必要となる数量も留保から充当することができるものとする。

2 農林水産大臣により、法第 15 条第 1 項に定める都道府県別漁獲可能量が変更された場合には、県は留保を設定できるものとする。また、長崎県まいわし中型まき網漁業の知事管理漁獲可能量（以下この別紙において「当該数量」という。）は、長崎県の都道府県別漁獲可能量から留保を除いた数量に、当該管理年度の当初配分の比率を乗じて得た数量（10 トン未満の端数は切り上げる。）とし、県は知事管理漁獲可能量の変更について公表するものとする。当該公表がなされた場合は、上記に掲げる数量は公表された数量とし、その旨を海区漁業調整委員会へ報告するものとする。

3 留保については、それぞれの知事管理区分における資源管理の取組状況、当該特定水産資源の来遊状況等を踏まえ、海区漁業調整委員会の意見を聴いて必要とする知事管理区分に配分するものとする。

ただし、長崎県まいわし中型まき網漁業の漁獲量が当該数量の 8 割に達し、又は超えるおそれが大きいと認められる場合には、留保に当該管理年度の当初配分の比率を乗じて得た数量（10 トン未満の端数は切り上げる。）を当該数量に配分することができるものとし、県がその内容を公表するものとする。当該公表がなされた場合は、上記に掲げる数量は公表された数量とし、その旨を海区漁業調整委員会へ報告するものとする。

第 4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

長崎県まいわしその他漁業においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、漁船数 17,000 隻とする。

漁業の種類	漁獲努力量
長崎県まいわしその他漁業	17,000 隻

第 5 その他資源管理に関する重要事項

知事管理区分の漁獲量の公表について、法 31 条に定める場合に該当するか否かにつ

いては、当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量の9割を超えるときを基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。

(別紙1-5)

第1 特定水産資源

さんま

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

1 長崎県さんま漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

②の対象とする漁業が、さんまの採捕を行う水域

② 対象とする漁業

長崎県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がさんまを採捕する漁船漁業（大臣許可漁業等を営む者及び排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律（平成8年法律第76号）第2条第4項に規定する外国人が行う漁業以外の漁業。）

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等に係る報告の期限は、次のとおりとする。

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を長崎県さんま漁業に配分する。

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

長崎県さんま漁業においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、漁船数17,000隻とする。

漁業の種類	漁獲努力量
長崎県さんま漁業	17,000 隻

第5 その他資源管理に関する重要事項

なし

(別紙 1 - 6)

第 1 特定水産資源

するめいか

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

1 長崎県するめいか漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

②の対象とする漁業が、するめいかの採捕を行う水域

② 対象とする漁業等

ア 長崎県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がするめいかを採捕する漁船漁業（大臣許可漁業等を営む者及び排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律（平成 8 年法律第 76 号）第 2 条第 4 項に規定する外国人が行う漁業以外の漁業。）

イ 試験研究調査（長崎県知事への届出により実施する長崎県総合水産試験場の試験研究調査）

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等に係る報告の期限は、次のとおりとする。

① 当該管理年度中（②に規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌月の 10 日

② 知事が法第 31 条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（ただし、漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれなくなったと認めるときは、この限りではない。）

陸揚げした日から 3 日以内（行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号）第 1 条第 1 項に規定する行政機関の休日は算入しない。）

第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

1 全量を長崎県するめいか漁業に配分する。

2 大臣管理区分や他の都道府県との間における配分量の融通及び国からの追加配分等に伴い、本県に配分された数量に変更が生じる場合については、全量を長崎県するめいか漁業から加除する。

3 県は知事管理漁獲可能量の変更について公表するものとし、当該公表がなされた場合は、上記に掲げる数量は公表された数量とし、その旨を海区漁業調整委員会へ報告するものとする。

第 4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

長崎県するめいか漁業においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、漁船数 17,000 隻とする。

漁業の種類	漁獲努力量
長崎県するめいか漁業	17,000 隻

第5 その他資源管理に関する重要事項

知事管理区分の漁獲量の公表について、法 31 条に定める場合に該当するか否かについては、当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量の 9 割を超えるときを基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。

(別紙 1 - 7)

第 1 特定水産資源

まさば及びごまさば対馬暖流系群

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

1 長崎県まさば及びごまさば中型まき網漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

②の対象とする漁業が、まさば及びごまさばの採捕を行う水域

② 対象とする漁業

長崎県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がまさば及びごまさばを採捕する中型まき網（1 そうまきいわし、あじ、さば、まき網）漁業（法第 57 条第 1 項の農林水産省令で定める漁業のうち中型まき網漁業をいう。）

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等に係る報告の期限は、次のとおりとする。

① 当該管理年度中（②に規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌月の 10 日

② 知事が法第 31 条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（ただし、漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなつたと認めるときは、この限りではない。）

陸揚げした日から 3 日以内（行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号）第 1 条第 1 項に規定する行政機関の休日は算入しない。）

2 長崎県まさば及びごまさばその他漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

②の対象とする漁業が、まさば及びごまさばの採捕を行う水域

② 対象とする漁業

長崎県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がまさば及びごまさばを採捕する漁船漁業（大臣許可漁業等を営む者及び排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律（平成 8 年法律第 76 号）第 2 条第 4 項に規定する外国人が行う漁業以外の漁業であつて、長崎県まさば及びごまさば中型まき網漁業を除く。）

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等に係る報告の期限は、次のとおりとする。

陸揚げした日からその属する月の翌月の 10 日

第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

1 漁獲可能量の知事管理区分への配分は、本県に配分された漁獲可能量（留保を設ける場合は、本県に配分された漁獲可能量から留保を除いた数量）を、直近 3 年間の漁獲実績に応じてそれぞれの知事管理区分に按分する。

また、留保を設ける必要がある場合には、海区漁業調整委員会の意見を聴いて設定できるものとし、大臣管理区分や他の都道府県との融通等において必要となる数量も留保から充当することができるものとする。

2 農林水産大臣により、法第 15 条第 1 項に定める都道府県別漁獲可能量が変更された場合には、県は留保を設定できるものとする。また、長崎県まさば及びごまさば中型まき網漁業の知事管理漁獲可能量（以下この別紙において「当該数量」という。）は、長崎県の都道府県別漁獲可能量から留保を除いた数量に、当該管理年度の当初配分の比率を乗じて得た数量（100 トン未満の端数は切り上げる。）とし、県は知事管理漁獲可能量の変更について公表するものとする。当該公表がなされた場合は、上記に掲げる数量は公表された数量とし、その旨を海区漁業調整委員会へ報告するものとする。

3 留保については、それぞれの知事管理区分における資源管理の取組状況、当該特定水産資源の来遊状況等を踏まえ、海区漁業調整委員会の意見を聴いて必要とする知事管理区分に配分するものとする。

ただし、長崎県まさば及びごまさば中型まき網漁業の漁獲量が当該数量の 8 割に達し、又は超えるおそれが大きいと認められる場合には、留保に当該管理年度の当初配分の比率を乗じて得た数量（100 トン未満の端数は切り上げる。）を当該数量に配分することができるものとし、県がその内容を公表するものとする。当該公表がなされた場合は、上記に掲げる数量は公表された数量とし、その旨を海区漁業調整委員会へ報告するものとする。

第 4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

長崎県まさば及びごまさばその他漁業においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、漁船数 17,000 隻とする。

漁業の種類	漁獲努力量
長崎県まさば及びごまさばその他漁業	17,000 隻

## 第5 その他資源管理に関する重要事項

知事管理区分の漁獲量の公表について、法31条に定める場合に該当するか否かについては、当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量の9割を超えるときを基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。

(別紙1-8)

第1 特定水産資源

かたくちいわし対馬暖流系群(体色が銀色のものをいう。以下この別紙の第2から第3において同じ。)(ステップアップ管理対象資源)

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

1 長崎県かたくちいわし漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

②の対象とする漁業が、かたくちいわしの採捕を行う水域

② 対象とする漁業

長崎県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がかたくちいわしを採捕する漁船漁業(大臣許可漁業等を営む者及び排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律(平成8年法律第76号)第2条第4項に規定する外国人が行う漁業以外の漁業。)

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等に係る報告の期限は、次のとおりとする。

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を長崎県かたくちいわし漁業に配分する。

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

かたくちいわし対馬暖流系群のうち、しらす(かたくちいわし対馬暖流系群のうち、体色が銀色のもの以外のものをいう。)を漁獲対象とする漁業について、しらすを漁獲する漁獲努力量を現状より増加させないように努める。

長崎県かたくちいわし漁業においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、漁船数17,000隻とする。

漁業の種類	漁獲努力量
長崎県かたくちいわし漁業	17,000 隻

第5 その他資源管理に関する重要事項

資源管理基本方針(令和2年農林水産省告示第1982号)の本則の第1の2(5)に定めるステップアップ管理を行う。

(別紙 1 - 9)

第 1 特定水産資源

うるめいわし対馬暖流系群 (ステップアップ管理対象資源)

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

1 長崎県うるめいわし漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

②の対象とする漁業が、うるめいわしの採捕を行う水域

② 対象とする漁業

長崎県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がうるめいわしを採捕する漁船漁業 (大臣許可漁業等を営む者及び排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律 (平成 8 年法律第 76 号) 第 2 条第 4 項に規定する外国人が行う漁業以外の漁業。)

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等に係る報告の期限は、次のとおりとする。

陸揚げした日からその属する月の翌月の 10 日

第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を長崎県うるめいわし漁業に配分する。

第 4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

長崎県うるめいわし漁業においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、漁船数 17,000 隻とする。

漁業の種類	漁獲努力量
長崎県うるめいわし漁業	17,000 隻

第 5 その他資源管理に関する重要事項

資源管理基本方針 (令和 2 年農林水産省告示第 1982 号) の本則の第 1 の 2 (5) に定めるステップアップ管理を行う。

(別紙 1 - 10)

第 1 特定水産資源

まだい日本海西部・東シナ海系群 (ステップアップ管理対象資源)

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

1 長崎県まだい漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

②の対象とする漁業が、まだいの採捕を行う水域

② 対象とする漁業

長崎県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がまだいを採捕する漁船漁業 (大臣許可漁業等を営む者及び排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律 (平成 8 年法律第 76 号) 第 2 条第 4 項に規定する外国人が行う漁業以外の漁業。)

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等に係る報告の期限は、次のとおりとする。

陸揚げした日からその属する月の翌月の 10 日

第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を長崎県まだい漁業に配分する。

第 4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

長崎県まだい漁業においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、漁船数 17,000 隻とする。

漁業の種類	漁獲努力量
長崎県まだい漁業	17,000 隻

第 5 その他資源管理に関する重要事項

資源管理基本方針 (令和 2 年農林水産省告示第 1982 号) の本則の第 1 の 2 (5) に定めるステップアップ管理を行う。

(別紙1-11)

第1 特定水産資源

ぶり (ステップアップ管理対象資源)

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

1 長崎県ぶり漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

②の対象とする漁業が、ぶりの採捕を行う水域

② 対象とする漁業

長崎県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がぶりを採捕する漁船漁業 (大臣許可漁業等を営む者及び排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律 (平成8年法律第76号) 第2条第4項に規定する外国人が行う漁業以外の漁業。)

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等に係る報告の期限は、次のとおりとする。

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を長崎県ぶり漁業に配分する。

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

長崎県ぶり漁業においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、漁船数17,000隻とする。

漁業の種類	漁獲努力量
長崎県ぶり漁業	17,000 隻

第5 その他資源管理に関する重要事項

1 資源管理基本方針 (令和2年農林水産省告示第1982号) の本則の第1の2 (5) に定めるステップアップ管理を行う。

2 養殖用種苗 (もじゃこ) について、ぶり養殖関係県の合意に基づく採捕計画の範囲内で管理を行う。

(別紙2-1)

第1 水産資源

かつお(中西部太平洋条約海域)

第2 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

長崎県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第3 その他資源管理に関する重要事項

なし

(別紙 3 - 1)

第 1 水産資源

ひらめ日本海中西部・東シナ海系群

第 2 資源管理の方向性

MSY (最大持続生産量) ベースの資源評価結果に基づき資源管理基本方針の別紙に資源管理の目標が定められるまでの間、現状の資源量 (3,071 トン付近) を維持することを資源管理の方向性とする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

長崎県資源管理方針第 6 の 3 に基づき資源培養措置として人工種苗放流を実施するほか、長崎県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

なし

(別紙 3 - 2)

第 1 水産資源

がざみ長崎県海域 (有明海)

第 2 資源管理の方向性

長崎県が行う「資源評価調査 (資源動向調査)」において判断される資源水準を令和 8 年までに、中位以上に回復することを目指す。

なお、国による資源評価において、資源水準等が公表された場合には、その結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

長崎県資源管理方針第 6 の 3 に基づき資源培養措置として人工種苗放流を実施するほか、長崎県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

なし

(別紙 3 - 3)

第 1 水産資源

くるまえば長崎県海域 (有明海)

第 2 資源管理の方向性

漁獲量の動向において判断される資源水準を令和 8 年までに、中位 (8.3~13.6 トン) 中位以上に回復することを目指す。

なお、国による資源評価において、資源水準等が公表された場合には、その結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

長崎県資源管理方針第6の3に基づき資源培養措置として人工種苗放流を実施するほか、長崎県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項  
なし

(別紙3-4) 削除

かたくちいわし対馬暖流系群(令和5年12月6日付けの資源管理基本方針改正で特定水産資源となり、別紙1へ規定。)

(別紙3-5) 削除

うるめいわし対馬暖流系群(令和5年12月6日付けの資源管理基本方針改正で特定水産資源となり、別紙1へ規定。)

(別紙3-6) 削除

まだい日本海西部・東シナ海系群(令和6年11月21日付けの資源管理基本方針改正で特定水産資源となり、別紙1へ規定。)

(別紙3-7) 削除

ぶり(令和7年3月7日付けの資源管理基本方針改正で特定水産資源となり、別紙1へ規定。)

(別紙3-8)

第1 水産資源

あかあまだい日本海西・九州北西部

第2 資源管理の方向性

国が行う資源評価において判断される資源水準を令和9年までに、中位以上に回復することを旨とする。

なお、MSY(最大持続生産量)ベースの資源評価結果が公表された場合には、資源管理基本方針の別紙に資源管理の目標が定められるまでの間、資源評価結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

長崎県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項  
なし

(別紙3-9)

第1 水産資源

きだい日本海・東シナ海系群

第2 資源管理の方向性

国が行う資源評価において判断される中位以上の資源水準を維持することを目指す。

なお、MSY（最大持続生産量）ベースの資源評価結果が公表された場合には、資源管理基本方針の別紙に資源管理の目標が定められるまでの間、資源評価結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

長崎県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項

なし

(別紙3-10)

第1 水産資源

たちうお日本海・東シナ海系群

第2 資源管理の方向性

国が行う資源評価において判断される資源水準を令和9年までに、中位以上に回復することを目指す。

なお、MSY（最大持続生産量）ベースの資源評価結果が公表された場合には、資源管理基本方針の別紙に資源管理の目標が定められるまでの間、資源評価結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

長崎県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項

なし

(別紙3-11)

第1 水産資源

さわら東シナ海系群

第2 資源管理の方向性

国が行う資源評価において判断される高位の資源水準を維持する。

なお、MSY（最大持続生産量）ベースの資源評価結果が公表された場合には、資源管理基本方針の別紙に資源管理の目標が定められるまでの間、資源評価結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

長崎県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者

による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

#### 第 4 その他資源管理に関する重要事項

なし

#### (別紙 3 -12)

##### 第 1 水産資源

うまづらはぎ日本海・東シナ海系群

##### 第 2 資源管理の方向性

国が行う資源評価において判断される資源水準を令和 9 年までに、中位以上に回復することを旨とする。

なお、MSY（最大持続生産量）ベースの資源評価結果が公表された場合には、資源管理基本方針の別紙に資源管理の目標が定められるまでの間、資源評価結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。

##### 第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

長崎県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

#### 第 4 その他資源管理に関する重要事項

なし

#### (別紙 3 -13)

##### 第 1 水産資源

とらふぐ日本海・東シナ海・瀬戸内海系群

##### 第 2 資源管理の方向性

MSY（最大持続生産量）ベースの資源評価結果に基づき資源管理基本方針の別紙に資源管理の目標が定められるまでの間、現状の資源量（721 トン付近）を維持することを資源管理の方向性とする。

##### 第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

長崎県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

#### 第 4 その他資源管理に関する重要事項

なし

#### (別紙 3 -14)

##### 第 1 水産資源

けんさきいか日本海・東シナ海系群

第2 資源管理の方向性

国が行う資源評価において判断される資源水準を令和9年までに、中位以上に回復することを旨とする。

なお、MSY（最大持続生産量）ベースの資源評価結果が公表された場合には、資源管理基本方針の別紙に資源管理の目標が定められるまでの間、資源評価結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

長崎県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項

なし

(別紙3-15)

第1 水産資源

やりいか対馬暖流系群

第2 資源管理の方向性

国が行う資源評価において判断される資源水準を令和9年までに、中位以上に回復することを旨とする。

なお、MSY（最大持続生産量）ベースの資源評価結果が公表された場合には、資源管理基本方針の別紙に資源管理の目標が定められるまでの間、資源評価結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

長崎県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項

なし

(別紙3-16)

第1 水産資源

きびなご長崎県海域

第2 資源管理の方向性

長崎県が行う「資源評価調査（資源動向調査）」において判断される中位以上の資源水準を維持することを旨とする。

なお、国による資源評価において資源水準等が公表された場合には、その結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

長崎県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者

による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

#### 第 4 その他資源管理に関する重要事項

なし

(別紙 3 - 17)

#### 第 1 水産資源

あなご類長崎県海域

#### 第 2 資源管理の方向性

平成 24 年から令和 3 年までの漁獲量から判断される資源水準を令和 10 年まで中位以上の資源水準を維持することを目指す。

なお、国による資源評価において、資源水準等が公表された場合には、その結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。

#### 第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

長崎県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

#### 第 4 その他資源管理に関する重要事項

なし

(別紙 3 - 18)

#### 第 1 水産資源

あまだい類（あかあまだいを除く）長崎県海域

#### 第 2 資源管理の方向性

平成 24 年から令和 3 年までの漁獲量から判断される資源水準を令和 10 年までに中位以上とすることを目指す。

なお、国による資源評価において、資源水準等が公表された場合には、その結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。

#### 第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

長崎県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

#### 第 4 その他資源管理に関する重要事項

なし

(別紙3-19)

第1 水産資源

あわび類長崎県海域

第2 資源管理の方向性

平成24年から令和3年までの漁獲量から判断される資源水準を令和10年までに中位以上とすることを旨とする。

なお、国による資源評価において、資源水準等が公表された場合には、その結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

長崎県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項

なし

(別紙3-20)

第1 水産資源

いさき長崎県海域

第2 資源管理の方向性

平成24年から令和3年までの漁獲量から判断される資源水準を令和10年までに中位以上とすることを旨とする。

なお、国による資源評価において、資源水準等が公表された場合には、その結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

長崎県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項

なし

(別紙3-21)

第1 水産資源

いせえび長崎県海域

第2 資源管理の方向性

平成 24 年から令和 3 年までの漁獲量から判断される資源水準を令和 10 年までに中位以上とすることを目指す。

なお、国による資源評価において、資源水準等が公表された場合には、その結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。

### 第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

長崎県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

### 第 4 その他資源管理に関する重要事項

なし

(別紙 3 - 22)

### 第 1 水産資源

がぞみ類長崎県海域（有明海を除く）

### 第 2 資源管理の方向性

平成 24 年から令和 3 年までの漁獲量から判断される資源水準を令和 10 年までに中位以上とすることを目指す。

なお、国による資源評価において、資源水準等が公表された場合には、その結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。

### 第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

長崎県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

### 第 4 その他資源管理に関する重要事項

なし

(別紙 3 - 23)

### 第 1 水産資源

さざえ長崎県海域

### 第 2 資源管理の方向性

平成 24 年から令和 3 年までの漁獲量から判断される資源水準を令和 10 年までに中位以上とすることを目指す。

なお、国による資源評価において、資源水準等が公表された場合には、その結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。

### 第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

長崎県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

#### 第 4 その他資源管理に関する重要事項

なし

(別紙 3 - 24)

#### 第 1 水産資源

すずき長崎県海域

#### 第 2 資源管理の方向性

平成 24 年から令和 3 年までの漁獲量から判断される資源水準を令和 10 年まで中位以上の資源水準を維持することを目指す。

なお、国による資源評価において、資源水準等が公表された場合には、その結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。

#### 第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

長崎県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

#### 第 4 その他資源管理に関する重要事項

なし

(別紙 3 - 25)

#### 第 1 水産資源

たこ類長崎県海域

#### 第 2 資源管理の方向性

平成 24 年から令和 3 年までの漁獲量から判断される資源水準を令和 10 年までに中位以上とすることを目指す。

なお、国による資源評価において、資源水準等が公表された場合には、その結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。

#### 第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

長崎県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項  
なし

(別紙3-26)

第1 水産資源

あおはた長崎県海域

第2 資源管理の方向性

平成24年から令和3年までの漁獲量から判断される資源水準を令和10年までに中位以上とすることを旨とする。

なお、定期的な検証の際に、科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

長崎県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項  
なし

(別紙3-27)

第1 水産資源

あおりいか長崎県海域

第2 資源管理の方向性

平成24年から令和3年までの漁獲量から判断される資源水準を令和10年まで中位以上の資源水準を維持することを旨とする。

なお、国による資源評価において、資源水準等が公表された場合には、その結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

長崎県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項  
なし

(別紙3-28)

第1 水産資源

あかはた長崎県海域

第2 資源管理の方向性

平成 24 年から令和 3 年までの漁獲量から判断される資源水準を令和 10 年まで中位以上の資源水準を維持することを目指す。

なお、定期的な検証の際に、科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。

### 第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

長崎県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

### 第 4 その他資源管理に関する重要事項

なし

(別紙 3 - 29)

### 第 1 水産資源

あかむつ長崎県海域

### 第 2 資源管理の方向性

平成 24 年から令和 3 年までの漁獲量から判断される資源水準を令和 10 年まで中位以上の資源水準を維持することを目指す。

なお、国による資源評価において、資源水準等が公表された場合には、その結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。

### 第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

長崎県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

### 第 4 その他資源管理に関する重要事項

なし

(別紙 3 - 30)

### 第 1 水産資源

いしだい長崎県海域

### 第 2 資源管理の方向性

平成 24 年から令和 3 年までの漁獲量から判断される資源水準を令和 10 年までに中位以上とすることを目指す。

なお、国による資源評価において、資源水準等が公表された場合には、その結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。

### 第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

長崎県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当

該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項  
なし

(別紙3-31)

第1 水産資源

いとよりだい長崎県海域

第2 資源管理の方向性

平成24年から令和3年までの漁獲量から判断される資源水準を令和10年まで中位以上の資源水準を維持することを目指す。

なお、国による資源評価において、資源水準等が公表された場合には、その結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

長崎県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項  
なし

(別紙3-32)

第1 水産資源

いら(なべた)長崎県海域

第2 資源管理の方向性

平成24年から令和3年までの漁獲量から判断される資源水準を令和10年までに中位以上とすることを目指す。

なお、定期的な検証の際に、科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

長崎県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項  
なし

(別紙3-33)

## 第1 水産資源

うすばはぎ長崎県海域

## 第2 資源管理の方向性

平成24年から令和3年までの漁獲量から判断される資源水準を令和10年まで中位以上の資源水準を維持することを目指す。

なお、定期的な検証の際に、科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。

## 第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

長崎県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

## 第4 その他資源管理に関する重要事項

なし

(別紙3-34)

## 第1 水産資源

えそ類長崎県海域

## 第2 資源管理の方向性

平成24年から令和3年までの漁獲量から判断される資源水準を令和10年まで中位以上の資源水準を維持することを目指す。

なお、定期的な検証の際に、科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。

## 第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

長崎県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

## 第4 その他資源管理に関する重要事項

なし

(別紙3-35)

## 第1 水産資源

かさご(あらかぶ)類長崎県海域

## 第2 資源管理の方向性

平成24年から令和3年までの漁獲量から判断される資源水準を令和10年までに中位以上とすることを目指す。

なお、国による資源評価において、資源水準等が公表された場合には、その結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。

### 第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

長崎県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

### 第4 その他資源管理に関する重要事項

なし

(別紙3-36)

#### 第1 水産資源

かます類長崎県海域

#### 第2 資源管理の方向性

平成24年から令和3年までの漁獲量から判断される資源水準を令和10年まで中位以上の資源水準を維持することを目指す。

なお、国による資源評価において、資源水準等が公表された場合には、その結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。

### 第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

長崎県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

### 第4 その他資源管理に関する重要事項

なし

(別紙3-37)

#### 第1 水産資源

かわはぎ長崎県海域

#### 第2 資源管理の方向性

平成24年から令和3年までの漁獲量から判断される資源水準を令和10年までに中位以上とすることを目指す。

なお、国による資源評価において、資源水準等が公表された場合には、その結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。

### 第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

長崎県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努め

ることとする。

- 第4 その他資源管理に関する重要事項  
なし

(別紙3-38)

第1 水産資源

かんばち長崎県海域

第2 資源管理の方向性

平成24年から令和3年までの漁獲量から判断される資源水準を令和10年まで中位以上の資源水準を維持することを目指す。

なお、国による資源評価において、資源水準等が公表された場合には、その結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

長崎県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

- 第4 その他資源管理に関する重要事項  
なし

(別紙3-39)

第1 水産資源

きんめだい長崎県海域

第2 資源管理の方向性

平成24年から令和3年までの漁獲量から判断される資源水準を令和10年まで中位以上の資源水準を維持することを目指す。

なお、国による資源評価において、資源水準等が公表された場合には、その結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

長崎県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

- 第4 その他資源管理に関する重要事項  
なし

(別紙3-40)

第1 水産資源

くえ長崎県海域

## 第2 資源管理の方向性

平成24年から令和3年までの漁獲量から判断される資源水準を令和10年まで中位以上の資源水準を維持することを目指す。

なお、国による資源評価において、資源水準等が公表された場合には、その結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。

## 第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

長崎県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

## 第4 その他資源管理に関する重要事項

なし

(別紙3-41)

## 第1 水産資源

くまえび長崎県海域

## 第2 資源管理の方向性

平成24年から令和3年までの漁獲量から判断される資源水準を令和10年までに中位以上とすることを目指す。

なお、国による資源評価において、資源水準等が公表された場合には、その結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。

## 第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

長崎県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

## 第4 その他資源管理に関する重要事項

なし

(別紙3-42)

## 第1 水産資源

くろむつ長崎県海域

## 第2 資源管理の方向性

平成24年から令和3年までの漁獲量から判断される資源水準を令和10年まで中位以上の資源水準を維持することを目指す。

なお、定期的な検証の際に、科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。

### 第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

長崎県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

### 第4 その他資源管理に関する重要事項

なし

(別紙3-43)

### 第1 水産資源

こういか長崎県海域

### 第2 資源管理の方向性

平成24年から令和3年までの漁獲量から判断される資源水準を令和10年までに中位以上とすることを目指す。

なお、国による資源評価において、資源水準等が公表された場合には、その結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。

### 第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

長崎県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

### 第4 その他資源管理に関する重要事項

なし

(別紙3-44)

### 第1 水産資源

しいら長崎県海域

### 第2 資源管理の方向性

平成24年から令和3年までの漁獲量から判断される資源水準を令和10年まで中位以上の資源水準を維持することを目指す。

なお、国による資源評価において、資源水準等が公表された場合には、その結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。

### 第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

長崎県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努め

ることとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項  
なし

(別紙3-45)

第1 水産資源

しまあじ長崎県海域

第2 資源管理の方向性

平成24年から令和3年までの漁獲量から判断される資源水準を令和10年まで中位以上の資源水準を維持することを目指す。

なお、国による資源評価において、資源水準等が公表された場合には、その結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

長崎県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項  
なし

(別紙3-46)

第1 水産資源

しろぐち長崎県海域

第2 資源管理の方向性

平成24年から令和3年までの漁獲量から判断される資源水準を令和10年までに中位以上とすることを目指す。

なお、国による資源評価において、資源水準等が公表された場合には、その結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

長崎県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項  
なし

(別紙3-47)

第1 水産資源

しろさばふぐ（かなとふぐ）長崎県海域

## 第2 資源管理の方向性

平成24年から令和3年までの漁獲量から判断される資源水準を令和10年までに中位以上とすることを目指す。

なお、国による資源評価において、資源水準等が公表された場合には、その結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。

## 第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

長崎県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

## 第4 その他資源管理に関する重要事項

なし

(別紙3-48)

## 第1 水産資源

すま長崎県海域

## 第2 資源管理の方向性

平成24年から令和3年までの漁獲量から判断される資源水準を令和10年まで中位以上の資源水準を維持することを目指す。

なお、国による資源評価において、資源水準等が公表された場合には、その結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。

## 第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

長崎県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

## 第4 その他資源管理に関する重要事項

なし

(別紙3-49)

## 第1 水産資源

ちかめきんとき長崎県海域

## 第2 資源管理の方向性

平成24年から令和3年までの漁獲量から判断される資源水準を令和10年までに中位以上とすることを目指す。

なお、国による資源評価において、資源水準等が公表された場合には、その結果に基

づく指標等を資源管理の方向性とする。

### 第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

長崎県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

### 第4 その他資源管理に関する重要事項

なし

(別紙3-50)

#### 第1 水産資源

とびうお類長崎県海域

#### 第2 資源管理の方向性

平成24年から令和3年までの漁獲量から判断される資源水準を令和10年までに中位以上とすることを旨とする。

なお、国による資源評価において、資源水準等が公表された場合には、その結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。

### 第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

長崎県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

### 第4 その他資源管理に関する重要事項

なし

(別紙3-51)

#### 第1 水産資源

なまこ類長崎県海域

#### 第2 資源管理の方向性

平成24年から令和3年までの漁獲量から判断される資源水準を令和10年までに中位以上とすることを旨とする。

なお、国による資源評価において、資源水準等が公表された場合には、その結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。

### 第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

長崎県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項  
なし

(別紙3-52)

第1 水産資源

はがとお長崎県海域

第2 資源管理の方向性

平成24年から令和3年までの漁獲量から判断される資源水準を令和10年まで中位以上の資源水準を維持することを目指す。

なお、国による資源評価において、資源水準等が公表された場合には、その結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

長崎県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項  
なし

(別紙3-53)

第1 水産資源

はも長崎県海域

第2 資源管理の方向性

平成29年から令和3年までの漁獲量から判断される資源水準を令和10年まで中位以上の資源水準を維持することを目指す。

なお、国による資源評価において、資源水準等が公表された場合には、その結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

長崎県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項  
なし

(別紙3-54)

## 第1 水産資源

ひめじ長崎県海域

## 第2 資源管理の方向性

平成24年から令和3年までの漁獲量から判断される資源水準を令和10年まで中位以上の資源水準を維持することを目指す。

なお、国による資源評価において、資源水準等が公表された場合には、その結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。

## 第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

長崎県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

## 第4 その他資源管理に関する重要事項

なし

(別紙3-55)

## 第1 水産資源

ひらまさ長崎県海域

## 第2 資源管理の方向性

平成24年から令和3年までの漁獲量から判断される資源水準を令和10年まで中位以上の資源水準を維持することを目指す。

なお、国による資源評価において、資源水準等が公表された場合には、その結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。

## 第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

長崎県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

## 第4 その他資源管理に関する重要事項

なし

(別紙3-56)

## 第1 水産資源

ぶだい長崎県海域

## 第2 資源管理の方向性

平成27年から令和3年までの漁獲量から判断される資源水準を令和10年までに中位以上とすることを目指す。

なお、定期的な検証の際に、科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。

### 第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

長崎県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

### 第4 その他資源管理に関する重要事項

なし

(別紙3-57)

### 第1 水産資源

べら類長崎県海域

### 第2 資源管理の方向性

平成24年から令和3年までの漁獲量から判断される資源水準を令和10年までに中位以上とすることを旨とする。

なお、定期的な検証の際に、科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。

### 第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

長崎県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

### 第4 その他資源管理に関する重要事項

なし

(別紙3-58)

### 第1 水産資源

まごち長崎県海域

### 第2 資源管理の方向性

平成24年から令和3年までの漁獲量から判断される資源水準を令和10年までに中位以上とすることを旨とする。

なお、国による資源評価において、資源水準等が公表された場合には、その結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。

### 第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

長崎県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

ることとする。

- 第4 その他資源管理に関する重要事項  
なし

(別紙3-59)

第1 水産資源

まはた長崎県海域

第2 資源管理の方向性

平成24年から令和3年までの漁獲量から判断される資源水準を令和10年まで中位以上の資源水準を維持することを目指す。

なお、国による資源評価において、資源水準等が公表された場合には、その結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

長崎県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

- 第4 その他資源管理に関する重要事項  
なし

(別紙3-60)

第1 水産資源

めじな長崎県海域

第2 資源管理の方向性

平成24年から令和3年までの漁獲量から判断される資源水準を令和10年までに中位以上の資源水準を維持することを目指す。

なお、国による資源評価において、資源水準等が公表された場合には、その結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

長崎県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

- 第4 その他資源管理に関する重要事項  
なし

(別紙3-61)

第1 水産資源

めだい長崎県海域

## 第2 資源管理の方向性

平成24年から令和3年までの漁獲量から判断される資源水準を令和10年までに中位以上とすることを目指す。

なお、国による資源評価において、資源水準等が公表された場合には、その結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。

## 第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

長崎県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

## 第4 その他資源管理に関する重要事項

なし

(別紙3-62)

## 第1 水産資源

めばる類長崎県海域

## 第2 資源管理の方向性

平成24年から令和3年までの漁獲量から判断される資源水準を令和10年までに中位以上とすることを目指す。

なお、定期的な検証の際に、科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。

## 第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

長崎県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

## 第4 その他資源管理に関する重要事項

なし

(別紙3-63)

## 第1 水産資源

もんごういか長崎県海域

## 第2 資源管理の方向性

平成24年から令和3年までの漁獲量から判断される資源水準を令和10年までに中位以上とすることを目指す。

なお、定期的な検証の際に、科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。

## 第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

長崎県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

#### 第 4 その他資源管理に関する重要事項

なし

(別紙 3 - 64)

#### 第 1 水産資源

へだい長崎県海域

#### 第 2 資源管理の方向性

平成 24 年から令和 3 年までの漁獲量から判断される資源水準を令和 10 年までに中位以上とすることを目指す。なお、定期的な検証の際に、科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。

#### 第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

長崎県漁業調整規則等の公的規制を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

#### 第 4 その他資源管理に関する重要事項

なし

(別紙 3 - 65)

#### 第 1 水産資源

ちだい長崎県海域

#### 第 2 資源管理の方向性

平成 24 年から令和 3 年までの漁獲量から判断される資源水準を令和 10 年までに中位以上とすることを目指す。なお、国による資源評価において、資源水準等が公表された場合には、その結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。

#### 第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

長崎県漁業調整規則等の公的規制を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

#### 第4 その他資源管理に関する重要事項

なし